

岩手県監査委員告示第27号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和5年岩手県監査委員告示第17号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県医療局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年5月12日

岩手県監査委員 岩 淵 誠
岩手県監査委員 佐々木 茂 光
岩手県監査委員 五 味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

- 1 監査対象機関名 岩手県立大東病院
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和4年11月30日
 - (2) 本監査実施日 令和5年2月7日
- 3 監査結果の公表の日 令和5年3月31日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
私用車公用使用届出簿の提出を受けずに、旅行命令を行っていたものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	旅費作成担当者は私用車公用使用届出簿が提出されているかを確認した上で旅行命令票を作成することとした。 また、決裁時には私用車公用使用届出簿の写しを添付し、複数人でチェックを行うこととした。